

JCSS湿度登録事業者 各位

JCSS等技術委員会
湿度分科会

技術的要求事項適用指針(湿度:湿度測定器等)の改正に伴う対応方針

技術的要求事項適用指針(湿度:湿度測定器等)(JCT22000-14)の施行に伴い、露点登録(校正)範囲外における相対湿度校正の廃止と「計量器等の種類」の分類変更が行われます。登録事業者の皆様は、平成31年度末を期限として、次のとおりにご対応下さるようご協力お願いいたします。

その他、設備、測定トレーサビリティと校正、測定の不確かさ、結果の報告等の指針内容が見直されていますので、合わせてご確認・ご対応をお願いします。

■ 露点トレーサビリティ確保範囲外における相対湿度校正の廃止

相対湿度を校正する場合、露点に換算して露点トレーサビリティ確保範囲から上下 5 °C 以内であれば拡大することが許容されておりましたが、露点の標準供給範囲が充実してきたことから、当該拡大の許容を廃止します。拡大されている登録事業者の皆様は、拡大部分の登録範囲を縮小する、又は特定二次標準器等の露点校正を受けることにより、トレーサビリティを確保して下さい。

■ 「計量器等の種類」の分類変更

「計量器等の種類」に対する校正対象計量器の整理等を目的とし、技術的要求事項適用指針例示集(JCT22001-01)に示すとおりに分類されます。順次、登録証・認定証を修正発行いたしますので、登録事業者の皆様は、関係書類を見直された後、更新審査申請時 又は 記載事項変更届により届け出て下さい。

[主な変更点]

1) 電子式湿度計を露点表示の湿度計と見なして校正する場合

登録(更新)申請書 別紙、及び登録証・認定証において、「電子式湿度計を露点表示の湿度計として校正する場合」と注釈をつけることにより、「種類:露点計」と分類しておりましたが、今後は「種類:電子式湿度計」に分類します。

2) 露点計又は熱伝導率式湿度計を相対湿度表示の湿度計として校正する場合

「露点計、又は熱伝導率式湿度計を相対湿度表示の湿度計として校正する場合」と注釈をつけることにより、「種類:電子式湿度計」と分類しておりましたが、今後は「種類:露点計」、及び/又は「種類:熱伝導率式湿度計」に分類します。

3) 静電容量式露点計を校正する場合

「種類:露点計」において、光学式露点計を校正する際の最高測定能力(CMC)と静電容量式露点計*を校正する場合の CMC を分けていただきます。

※水分量を静電容量の変化として検出し、その測定データから露点を求める湿度測定器

以上

【お問い合わせ先】 湿度分科会事務局 (E-Mail : jcss3@nite.go.jp /TEL : 03-3481-8242)